

ID: 3010

担当部署: 地域整備課

処分の概要	原状回復命令等(施行者が県である場合を除く。)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第4項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第66条第4項の規定による。 (建築行為等の制限) 第66条 4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第1種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	年 月 日